

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成二十五年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
さんごう薬局	生駒郡三郷町立野南一丁目二四―一六 メ ゾン前田一〇五号	平成二十五 年二月一日
ナカオ薬局	桜井市粟殿一〇〇六一	平成二十五 年二月一日
ふじ薬局天理店	天理市富堂町一四七―二五	平成二十五 年二月一日
さくら薬局大和郡山 店	大和郡山市柳町一二八―九 カイチビル一 階	平成二十五 年二月一日
トモエ薬局真美ヶ丘 店	香芝市真美ヶ丘六丁目一番一九号	平成二十五 年三月一日
福西薬局	北葛城郡河合町広瀬台三―六	平成二十五 年三月一日
サエラ薬局	生駒市本町五―九	平成二十五 年三月一日
ハート薬局	香芝市下田西一―一〇―一九	平成二十五

年三月一日